

北しりべし広域クリーンセンター
次期運営委託業務
公募説明書
【修正版】

令和3年4月5日
(令和3年6月21日)

北しりべし廃棄物処理広域連合

北しりべし広域クリーンセンター
次期運営委託業務 公募説明書

目 次

1. 公募概要.....	1
1) 公募日.....	1
2) 発注者.....	1
3) 事務局.....	1
2. 業務概要.....	2
1) 業務名称.....	2
2) 対象となる公共施設の種類.....	2
3) 公共施設の管理者の名称.....	2
4) 業務目的.....	2
5) 業務概要.....	2
3. 民間事業者が実施する業務の範囲.....	5
1) 契約図書.....	5
2) 運営所掌範囲.....	5
4. 当広域連合が実施する業務の範囲.....	5
1) 搬入管理.....	5
2) 本業務の監視.....	5
3) 副生成物の運搬及び処分.....	5
4) 有価物の売却.....	5
5) 売電.....	5
6) 住民への対応.....	5
5. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1) 募集及び選定スケジュール.....	6
2) 応募者の参加資格要件.....	7
3) 民間事業者の審査及び選定.....	9
4) 選定委員会の設置.....	10
6. 募集要項.....	11
1) 募集要項の構成.....	11
2) 募集要項の公表.....	11
3) 参加資格確認（資格審査）.....	12
4) 提案概要書の提出.....	13
5) 提案書類の提出.....	15

6)	応募の辞退.....	15
7)	応募の無効.....	15
8)	応募に当たっての留意事項.....	16
9)	提案書類の修正等の禁止.....	16
10)	民間事業者の決定（提案審査）.....	17
11)	応募に係る留意事項.....	18
7.	その他.....	18
1)	特定部品の供給.....	18
2)	公募説明書の変更.....	18

用語の定義

公募説明書において用いる用語を以下のとおり定義する。

用 語	定 義
本 業 務	北しりべし広域クリーンセンター次期運営委託業務をいう。
本 施 設	北しりべし広域クリーンセンター ごみ焼却施設及びリサイクルプラザを総称していう。
ご み 焼 却 施 設	本施設のうち、処理対象ごみを焼却処理する施設をいう。
リサイクルプラザ	本施設のうち、処理対象ごみを破砕選別処理する施設をいう。
処 理 対 象 ご み	当広域連合を構成する6市町村（小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村）から排出され、本施設に搬入される可燃ごみ（生活系及び事業系）、生活系の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物（缶・びん・ペットボトル・プラ製容器包装など）及び資源ごみ処理後の残さ（可燃物）をいう。
副 生 成 物	ごみ焼却施設から発生する主灰処理物（焼却灰）、ダスト処理物（集じん灰）及びリサイクルプラザから発生する破砕鉄、破砕アルミ、残さ、スチール缶、アルミ缶、各色びん、ペットボトル圧縮梱包品、プラ製容器包装（ベール品）などの総称をいう。
募 集 要 項	本業務のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準書、運營業務委託契約書案、様式集をいう。
運 営 業 務 委 託 契 約	本施設の次期運営委託業務を行うため、当広域連合と応募者が締結する契約をいう。
応 募 者	本業務の公募に応募する単体の民間事業者もしくは複数の企業によって構成される応募グループをいう。
民 間 事 業 者	本業務において長期包括運営委託事業の全て又はその一部を実施する者をいう。
代 表 企 業	単独で本業務に参加する場合には、その民間事業者を指し、応募グループで参加する場合には、代表して応募手続等を行う民間事業者をいう。
協 力 企 業	本業務を実施する企業のうち、その一部を代表企業から請け負うことを予定している民間の事業者をいう。
選 定 委 員 会	本業務の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、当広域連合が設置する学識経験者等の有識者等によって構成される公募型プロポーザル選定委員会をいう。

1. 公募概要

本公募説明書は、北しりべし廃棄物処理広域連合（以下、「当広域連合」という。）が行う本業務を実施する民間事業者選定のための公募型プロポーザルに適用されるものであり、本業務に係る公募に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準書、運營業務委託契約書案、様式集）によるものとする。

応募者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本業務の目的に合った条件で、応募書類の作成等を行うものとする。

1) 公募日

令和3年4月5日（月）

2) 発注者

北しりべし廃棄物処理広域連合長 迫 俊哉

3) 事務局

本公募において、本業務の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は、次のとおりとする。

名 称：北しりべし廃棄物処理広域連合

担当者：鈴木・河戸・黒田

住 所：〒048-2673 小樽市桃内2丁目111番地2

E-mail：info@kitasiribesi-kouikirengo.jp

T E L：0134-28-3753

F A X：0134-28-2177

2. 業務概要

1) 業務名称

北しりべし広域クリーンセンター一次期運営委託業務

2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）

3) 公共施設の管理者の名称

北しりべし廃棄物処理広域連合長 迫 俊哉

4) 業務目的

本業務は、当広域連合の構成市町村から排出される処理対象ごみを令和4年度から15年間にわたり、本施設において適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図ることを目的として、民間事業者に包括的に委託するものである。

5) 業務概要

(1) 運営期間

運営準備期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

運 営 期 間：令和4年4月1日 ～ 令和19年3月31日 15年間

※ 当広域連合は、令和5年度から令和8年度にかけてごみ焼却施設及びリサイクルプラザ（以下、まとめて「本施設」という。）の基幹的設備改良工事の実施を予定している。基幹的設備改良工事期間において、民間事業者は、当広域連合及び基幹的設備改良工事請負事業者と連携を図り、適切に本施設の運営を行うこと。基幹的設備改良工事の範囲については、別途、参考図書として開示する「北しりべし広域クリーンセンター ごみ焼却施設 長寿命化総合計画」及び「北しりべし広域クリーンセンター リサイクルプラザ 長寿命化総合計画」を参考とすること。また、民間事業者は、基幹的設備改良工事の内容を踏まえ、本施設の維持補修を行うこと。

(2) 対象施設

- ① ごみ焼却施設
- ② リサイクルプラザ
- ③ 計量棟 2 棟
- ④ 助燃油移送ポンプ室
- ⑤ スラグストックヤード棟
- ⑥ 外構設備

表 1.1 本業務の対象施設【ごみ焼却施設】

施設稼働開始年度		平成 19 年 4 月
敷地面積		約 52,826 m ² （リサイクルプラザを含む）
建築面積		約 6,100 m ²
延床面積		約 15,657 m ²
建築仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
炉形式	焼却設備	全連続燃焼式ストーカ炉
	灰溶融設備【休止中】	電気式灰溶融炉
施設規模	焼却設備	197 t/日 （98.5 t/24h×2 炉）
	灰溶融設備【休止中】	15 t/24h （2 基交互運転）
焼却設備	計量設備	トラックスケール（リサイクルプラザと供用）
	受入・供給設備	ピット&クレーン
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラー式
	排ガス処理設備	有害ガス除去（乾式）＋薬剤噴霧＋バグフィルタ＋触媒脱硝
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電設備（1,990 kW／非常用発電設備を除く） 場内給湯
	給水設備	生活用：上水 プラント用：上水
	排水処理設備	プラント排水：循環再利用（無放流） ごみ汚水：炉内噴霧 生活排水：合併浄化槽にて処理後放流
	焼却灰処理設備	薬剤処理
	集じん灰処理設備	加熱脱塩素化＋薬剤処理
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	分散形制御システム
灰溶融設備 【休止中】	前処理設備	ふるい装置 磁選装置
	溶融設備	電気式溶融炉
	ガス冷却設備	空気希釈式
	排ガス処理設備	バグフィルタ
	通風設備	平衡通風方式
	スラグ・メタル 冷却設備	スラグ：水砕方式 メタル：水冷方式
	スラグ・メタル 搬出設備	コンベア・ヤード方式
煙突	煙突高	59 m
構成施設		工場棟、計量棟 2 棟（リサイクルプラザと供用）、助燃油移送ポンプ室、スラグストックヤード棟、外構設備（リサイクルプラザと供用）

表 1.2 本業務の対象施設【リサイクルプラザ】

施設稼働開始年度		平成 19 年 4 月
敷地面積		約 52,826 m ² （ごみ焼却施設を含む）
建築面積		約 6,069 m ²
延床面積		約 11,460 m ²
建築仕様	工場棟構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
施設規模	不燃ごみ・粗大ごみ系統設備	36.0 t/5h
	缶系統設備	2.4 t/5h
	びん系統設備	6.0 t/5h
	ペットボトル系統設備	1.3 t/5h
	紙パック系統設備【休止中】	0.3 t/5h
	プラ製容器包装系統設備	6.7 t/5h
	紙製容器包装系統設備【休止中】	2.5 t/5h
	新聞・雑誌・ダンボール系統設備【休止中】	18.6 t/5h
	蛍光管系統設備	1,000 本/h 以上
	電池類系統設備	—
不燃ごみ・粗大ごみ系統設備	受入供給設備	ピット&クレーン及び直接投入併用方式
	破碎設備	低速回転式破碎機 高速回転式破碎機
	選別設備	機械選別（鉄類・アルミ類・残さ類）
	搬出設備	鉄アルミ圧縮機
缶系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋・除袋機
	破碎設備	スプレー缶破碎機
	選別設備	磁選機 アルミ選別機
	搬出設備	スチール缶圧縮機 アルミ缶圧縮機 ヤード貯留
びん系統設備	受入供給設備	人手による破袋及び生きびん回収
	選別設備	手選別
	搬出設備	ヤード貯留
ペットボトル系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋・除袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
紙パック系統設備【休止中】		ヤード貯留
プラ製容器包装系統設備	受入供給設備	直接投入方式 破袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
紙製容器包装系統設備【休止中】	受入供給設備	直接投入方式 破袋機
	選別設備	手選別
	搬出設備	圧縮梱包、ヤード貯留
新聞・雑誌・ダンボール系統設備【休止中】		ヤード貯留
蛍光管系統設備		蛍光管破碎機 ヤード貯留
電池類系統設備		ヤード貯留
小型家電		ヤード貯留
その他設備		袋類処理設備 残さ処理設備
構成施設		工場棟（プラザ棟を含む）

(3) 計画処理量

要求水準書を参照すること。

(4) 上限価格

上限価格 15,620,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

14,200,000,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

3. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 契約図書

民間事業者は、当広域連合と締結する運營業務委託契約書、当広域連合が定める要求水準及び本事業者選定にあたり民間事業者が当広域連合へ提出した提案書並びに関係法令等に基づき本施設の運営を行う。

2) 運営所掌範囲

民間事業者は、本業務に必要となる体制を組織した上で運転管理業務、計量・搬入管理業務（令和6年度以降）、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、その他本施設の運営に必要な関連業務等（対象施設の清掃、植栽管理及び除雪業務、その他当広域連合の実施する事業への協力等を含む）を行う。

4. 当広域連合が実施する業務の範囲

当広域連合が実施する主な業務は次のとおりとする。

1) 搬入管理

当広域連合は、令和5年度末まで本施設に搬入される処理対象ごみの計量・搬入管理業務を行う。

2) 本業務の監視

当広域連合は、運営期間中において、本業務の実施状況の監視を行う。

3) 副生成物の運搬及び処分

当広域連合は、運営期間中に本施設から排出される副生成物の運搬及び処分を行う。

4) 有価物の売却

当広域連合は、運営期間中に本施設から発生する副生成物のうち有価物の売却を行う。なお、有価物の売却による収入は全て当広域連合に帰属する。

5) 売電

当広域連合は、運営期間中に本施設で発電した電気を当広域連合が選定・契約する小売電気事業者へ売電を行う。なお、売電による収入は全て当広域連合に帰属する。

6) 住民への対応

当広域連合は、運営期間中に周辺住民からの意見や苦情について適切な対応を行う。なお、民間事業者は当広域連合に協力するものとする。

5. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1) 募集及び選定スケジュール

当広域連合は、民間事業者が募集要項に規定する本業務に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から当広域連合が要求する性能水準を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

公募型プロポーザル方式による事業者選定スケジュール（予定）

No.	項 目	日 程
1	公募の公告	令和3年 4 月 5 日(月)
2	募集要項の配布開始	令和3年 4 月 5 日(月)
3	資格審査に係る質問の受付締切	令和3年 5 月 10 日(月)
4	資格審査に係る質問への回答	令和3年 5 月 17 日(月)
5	資格審査申請書の受付締切	令和3年 5 月 28 日(金)
6	資格審査の実施	令和3年 6 月 4 日(金)
7	資格審査結果の通知	令和3年 6 月 4 日(金)
8	募集要項に関する質問受付締切	令和3年 6 月 11 日(金)
9	募集要項に関する質問への回答	令和3年 6 月 25 日(金)
10	競争的対話の実施	令和3年 7 月中旬
11	技術提案書・価格提案書等の提出	令和3年 8 月 20 日(金)
12	基礎審査の実施	令和3年 9 月上旬
13	非価格要素審査及び価格要素審査（総合的な評価）	令和3年 11 月上旬
14	優先交渉権者の選定	令和3年 11 月中旬
15	契約詳細の協議	令和3年 12 月中
16	見積合せ	令和3年 12 月末
17	運營業務委託契約の締結	令和3年 12 月末

2) 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、当広域連合は応募者の資格を確認するために資格審査を実施する。

当広域連合は、参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は単独の応募企業又は本業務を実施する予定の複数企業で構成される応募グループとする。
- イ 応募グループにおいては、本施設の主たる運営を担う企業が代表企業となり、本業務に関する応募手続を行うものとする。
- ウ 代表企業の変更、応募グループを構成する民間事業者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると当広域連合が認めた場合は、この限りではない。
- エ 応募者又は応募グループを構成する民間事業者が、他の応募者又は応募グループを構成する民間事業者となることは認めない。
- オ 応募者と関係会社の関係にある企業が、他の応募企業又は応募グループを構成する民間事業者となることはできない。
- カ 同一応募者が、複数の提案を行うことはできない。

(2) 民間事業者の参加資格要件

本業務に応募する民間事業者は、次に定める参加資格要件をすべて満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ いずれかの構成市町村の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ウ 資格審査申請書の提出期限から民間事業者の特定の日（優先交渉権者選定時点）までにおいて、委託者工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 3 月 25 日 告示第 41 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 構成市町村が定める暴力団の排除の推進に関する条例に該当しない者であること。
- オ 令和 3 年 4 月 1 日時点で法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む）、地方税を滞納していない者であること。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされていないこと。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始決定がされていないこと。

ケ 委託者から本業務に関するアドバイザー業務を受託している一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体と本業務において提携関係にあるもの又はこれらのものと資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

（3）本施設の主たる運営を担う民間事業者の要件

応募者のうち、本施設の主たる運営を担う民間事業者は以下の要件をすべて満たすこととする。

ア 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設について、本施設と同種同規模のごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力 197 t/日以上かつ 1 炉あたり 98.5 t/日以上、ボイラ・タービン式発電設備を有する）で 3 年以上の長期包括運営委託実績（※）を 2 件以上有していること。

イ 過去 10 年間に地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設の建設事業について、本施設と同種同規模のごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力 197 t/日以上かつ 1 炉あたり 98.5 t/日以上、ボイラ・タービン式発電設備を有する）を元請けとして設計・施工した実績を 2 件以上有すること又はその実績を有する企業の関連会社であり、設計・施工経験に基づくごみ処理施設運転・維持管理業務についての技術支援を受けることができること。

ウ 地方公共団体の管理する一般廃棄物処理施設について、破碎・選別施設（破碎処理、機械選別、圧縮梱包設備を有する）で 3 年以上の長期包括運営委託実績（※）を 2 件以上有していること。

エ アの施設での運転管理実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させることができること。

※包括運営とは、「処理対象ごみの受入（収集を除く）、施設の運転・維持管理・修繕、環境規制項目の測定、場内で使用する薬品の購入、場内清掃」のすべてを含む業務をいう。

3) 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行う。

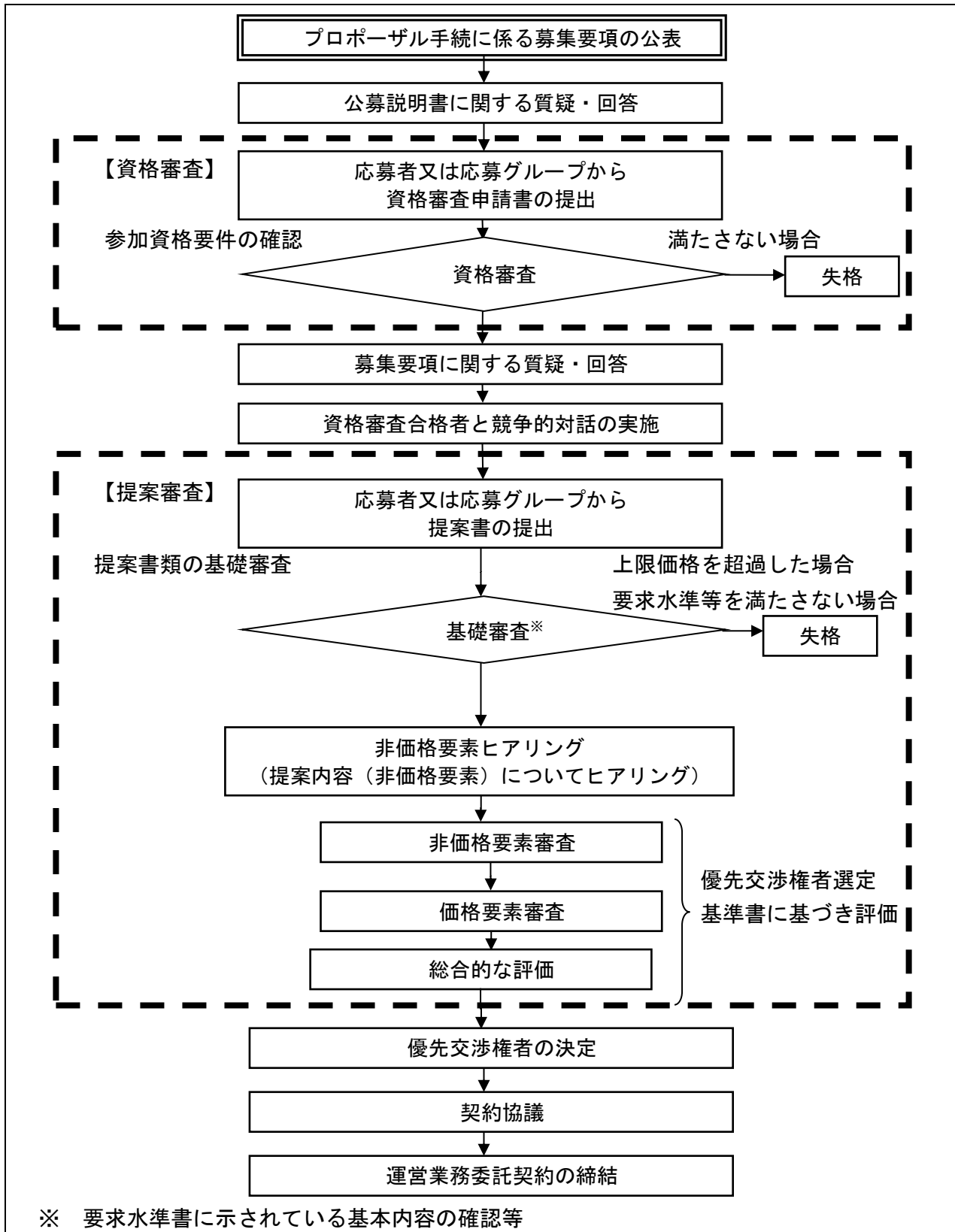


図 民間事業者の選定フロー

4) 選定委員会の設置

当広域連合は、本業務の事業者選定にあたり地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、次に示す学識経験者等の有識者等により構成する「公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、意見を聴取する。

選任区分	氏 名	所属・役職等
有識者 (委員長)	こ ばやし みつ な 樹 小 林 三 樹	公益財団法人北海道環境財団 理事長
有識者 (副委員長)	ちか ひさ たけ み 近 久 武 美	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部北海道職業能力開発大学校 校長
市民委員	しち のへ とし あき 七 戸 利 昭	小樽市桃内町内会 会長
行政委員	まつ い ひろ ゆき 松 井 宏 幸	小樽市生活環境部 部長

6. 募集要項

1) 募集要項の構成

募集要項は、次の（１）から（５）までの書類により構成される。募集要項は、提案書類を作成するにあたっての基本条件を示すものである。

- （１）公募説明書
- （２）要求水準書
- （３）優先交渉権者選定基準書
- （４）運営業務委託契約書案
- （５）様式集

2) 募集要項の公表

募集要項は、次のとおり公表する。

日 時：令和3年4月5日（月）

方 法：当広域連合のウェブサイトで公表する。

（１）募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

（２）施設見学

応募者のうち、希望者に対しては本施設を見学する機会を設ける。見学の期間は令和3年4月12日（月）から令和3年5月7日（金）まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

見学を希望する応募者は、希望日の5開場日前の17時までに事務局の電子メールアドレスに、次の事項を送信することとする。メール件名は「北しりべし広域クリーンセンターの見学申込」とし、事務局からの返信をもって申込完了とする。

- ① 企業名
- ② 担当者名、所属部署名（4名以内とします。）
- ③ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④ 見学の希望日時

（３）募集要項に対する質問回答

募集要項に対する質問回答を以下のア～ウのとおり実施する。要求水準以上の性能の発揮が可能な場合で、要求水準と異なった提案を行う可能性がある場合は、本質問回答において、内容の適合について、確認を行うことができるものとする。このうち特に、代替提案を希望する場合には、「募集要項に関する質問書」（添付様式）の「3. 要求水準書に関する意見・質問」に提案内容を記載（必要に応じ、図面等を添付）すること。なお、質問者のノウハウ、独自の提案にかかる質問回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準一般にかかるものである場合

は、すべての質問者に伝えることがあるので留意すること。なお、提出のあった質問に関しては、本業務に直接関係するもので、当広域連合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

ア 質問の受付及び回答スケジュール

【資格審査申請書等に関する質問回答期間】

- ① 受付期間 令和3年5月10日（月）17時00分まで
- ② 回答期限 令和3年5月17日（月）17時00分まで

【募集要項（要求水準書等）に関する質問回答期間】

- ① 受付期間 令和3年6月11日（金）17時00分まで
- ② 回答期限 令和3年6月25日（金）17時00分まで

イ 質問の方法

質問のある者は、「募集要項に関する質問書」（添付様式）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持参又は郵送による書類、口頭、電話等の質問は受け付けないこととする。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

ただし、当該質問に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は、受け付けるものとする。

ウ 回答方法

当広域連合は、回答を作成し、ウェブサイトにて公表する。質問の性質上、個別に回答する必要がある場合については、「募集要項に関する質問書」（添付様式）に記載されているメールアドレス宛てに送付するものとする。

3) 参加資格確認（資格審査）

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、当広域連合の審査を受けるものとする。

(1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、「5. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 2) 応募者の参加資格要件 (1)～(3)」に掲げる参加資格を有することを証明するため、資格審査申請書及び資格証明書類（以下「資格審査申請書等」という。）を事務局に提出しなければならない。

(2) 応募者が提出する資格審査申請書等

資格審査申請書等として提出する書類は、別途、提示している様式集のとおりとする。

ア 資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、正本1部、副本3部を持参又は郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

イ 資格審査申請書等の受付

受付期間：令和3年5月28日（金）まで

受付時間（持参の場合）：9時から17時まで

（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付場所：「1. 公募概要 3）事務局」のとおり

（3）資格確認方法

応募者の資格確認は、提出された資格審査申請書等に対する書類審査より行う。

（4）資格審査結果

資格審査結果は、令和3年6月4日（金）以降に書面（「資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

ア 審査結果理由の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について当広域連合に対して説明を求めることができるものとする。

イ 説明請求の期日等

資格審査結果理由の説明を求める場合には、当広域連合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

ウ 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面で回答する。

4）提案概要書の提出

応募者が提出する本業務についての提案概要書には次の6項目に関する概要を各項目毎にA4サイズで合計12枚以内とし、簡潔に記載することとする。

- ①運営、維持管理体制についての考え方
- ②安全、安定的なごみ処理についての考え方
- ③長期包括運営委託の継続についての考え方
- ④経済的かつ効率的な運営業務についての考え方

- ⑤事故、災害などのリスク管理及び対応についての考え方
- ⑥地域、社会、環境への貢献についての考え方

提出に当たっては、A4サイズに折り込んだ上で、A4縦長綴じ片面印刷で作成し、正本1部、副本10部、CD-R/RW 2セット（使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版)2018以上）を提出する。なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

（１）提案概要書の受付

受付期間：令和3年6月25日（金）まで

受付時間（持参の場合）：9時から17時まで

（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付場所：「１．公募概要 ３）事務局」のとおり

5) 提案書類の提出

(1) 提案書類の構成書類

資格審査を合格した応募者は、提案書及び本業務に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「提案書類」という。）を提出すること。

提案書類の構成は、次のとおりとする。提案書類は、様式集に沿って作成するものとし、③価格要素提案書は封筒に封緘するものとする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、提案書類に応募者を直接的に特定できる記述を行わないものとする。

- | | | |
|---|----------|----------|
| ① | 技術提案書 | 【様式第6号】 |
| ② | 非価格要素提案書 | 【様式第7号】 |
| ③ | 価格要素提案書 | 【様式第8号】 |
| ④ | 業務計画書 | 【様式第9号】 |
| ⑤ | 業務分担届出書 | 【様式第10号】 |

ア 提案書類の提出方法

提案書類については、①～②、④～⑤は正本1部、副本10部、CD-R/RW 2セット（正本1部、副本1部）、③価格提案書は正本1部を準備し、持参又は郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。なお、CD-R/RWには、提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみを格納することとし、電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすることを可能とする。また、CD-R/RW への格納の条件は、次のとおりとする。

CD-R/RW：Windowsフォーマット

OS：Microsoft 社製のWindows

使用アプリケーション：Microsoft社製のWord（2018以上）・Excel（2018以上）

イ 提案書類の受付

受付期間：令和3年8月20日（金）まで

受付時間（持参の場合）：9時から17時まで

（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付場所：「1. 公募概要 3）事務局」のとおり

6) 応募の辞退

応募者は、提案書類の受付締切日まで随時応募を辞退することができるものとする。応募を辞退する場合は、令和3年8月20日（金）までに「参加辞退届」【様式第11号】を事務局に持参又は郵送（書留）するものとする。

7) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- (2) 提案書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- (3) 同一事項の応募について 2 通以上の価格提案書を提出したもの
- (4) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたもの
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為をしたとき
- (6) 応募に関し不正の行為があったとき
- (7) 価格提案書に記載された金額、氏名、件名、又は印形が認知し難いとき
- (8) 価格提案書に記載された事業費の金額が上限価格を超過しているもの
- (9) その他、応募条件に違反したとき

8) 応募に当たっての留意事項

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に事業者の選定を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を公募に参加させず又は事業者の選定の手続を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、当広域連合が必要と認めたときは、応募を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

9) 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めないこととする。ただし、この規定は審査の過程において、当広域連合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げないものとする。

10) 民間事業者の決定（提案審査）

(1) 優先交渉権者の選定方法

当広域連合は、優先交渉権者選定基準書に基づき、次の（２）から（５）までの手順を経て優先交渉権者を選定し、その結果を各応募者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

(2) 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

(3) 非価格要素審査

（１）の基礎審査を通過した応募者を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。なお、非価格要素審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、必要に応じて、公募型プロポーザル選定委員会によるヒアリングを実施する。

(4) 価格要素審査

２．（４）に示す上限価格を超過していない応募者の提案価格に対し、優先交渉権者選定基準書に定める価格要素審査点算定式により価格要素審査点に換算し、価格要素審査点を算定する。

(5) 優先交渉権者の決定

非価格要素審査点と価格要素審査点から優先交渉権者選定基準書に定める総合的な評価により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「優先交渉権者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が２者以上あるときは、くじ引により優先交渉権者を決定する。

当広域連合は優先交渉権者と運營業務委託契約の締結に向けて契約協議を行う、当広域連合と優先交渉権者との間で契約協議が整わなかった場合、次に総合評価点が高かった次点者と契約協議を行うものとし、以降も同様とする。

(6) 優先交渉権者の失格

応募グループを構成する企業が、優先交渉権者選定から契約締結までに、当広域連合と運營業務委託契約の締結に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条、第８条第１号又は第１９条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合

イ 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、当広域連合の判断により、当該協力企業の変更を認める場合がある。

1 1) 応募に係る留意事項

(1) 著作権

本業務の応募手続きに際して、民間事業者が提出する提案書の著作権は応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、当広域連合は、応募者と協議の上、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

(2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

(3) 契約保証金

運営業務委託契約書（案）に定めるとおりとする。

7. その他

1) 特定部品の供給

当広域連合は、運営期間中、既設プラントメーカーである日立造船株式会社、運営事業者と特定部品の供給に関する協定を結ぶ。特定部品リストについては、本公募説明書と同時に当広域連合のウェブサイトにて公表する。

2) 公募説明書の変更

公募説明書の公表後、募集要項に係る質問を踏まえ、公募説明書の内容を見直し又は修正することがある。